

大牟田市建設工事等に係る業者の指名停止等の措置について

指名停止措置

1) 業者名

九州防水(株) 福岡県久留米市合川町422-18

2) 事実概要

本件は、九州防水(株)の元役員が、福岡県朝倉市が発注した平成29年7月九州北部豪雨における災害復旧工事において、同市の係長への贈賄容疑で、令和2年6月14日、福岡県警に逮捕されたものである。

3) 大牟田市の措置

ア) 指名停止措置理由

当該業者たる九州防水(株)の元役員が贈賄容疑で逮捕されたことは、大牟田市(企業局)指名停止等措置要綱別表第2第2号(贈賄)に該当するので指名停止措置を講ずるもの。

イ) 指名停止措置期間

令和2年6月24日～令和2年10月23日

大牟田市指名停止等措置要綱 別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 2 次のア、イ又はウに掲げる者が、国、他の地方公共団体その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上18月以内 4月以上12月以内 2月以上 6月以内